

## 奈良県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

令和八年一月六日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人田原クリニツク	生駒市南田原町三七七	令和七年八月三十日
まつた歯科クリニツク	五條市住川町一五三一三	令和七年十月十二日
宇治歯科医院	生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一番 四五号	令和七年十月二十一日
ひさやま歯科 ル一階	生駒市谷田町八八二一一二 司ビ 一日	令和七年十月三十日